



日野第八小学校 PTA規約

規約
細則
慶弔規程
個人情報取扱規程

日野市立日野第八小学校PTA規約

第1章 総則

1. 名称および事務所

本会は、「日野市立日野第八小学校PTA」と称し、事務所を日野第八小学校(日野市三沢200番地)に置く。

2. 目的および活動

日野市立日野第八小学校PTA(以下、「当PTA」という)は、保護者と教職員が協力して、児童のより良い成長をはかり、幸福な生活ができるようにすることを目的とする。

当PTAは上記目的を達成するため、次の活動をする。

- (1)保護者と教職員の緊密な連携のもとに、児童の全人教育を推進する。
- (2)良い保護者、良い教職員となるための研修と、教育を高めるための行事を行う。
- (3)児童の教育のために必要な生活環境の整備をはかる。
- (4)その他、当PTAの目的を達成するために必要な活動をする。

3. 方針

当PTAは教育を本旨とする民主団体であり、以下の方針に従って活動する。

- (1)児童青少年の福祉のために活動する他の団体機関と協力する。
- (2)特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
- (3)当PTAまたは当PTA役員の名で、公の選挙のための活動をしない。
- (4)学校の人事や管理に干渉しない。

4. 会員

当PTAの会員は、本校の児童の保護者またはそれに代わる人および本校の教職員で、所定の手続きにより入会の意志を表した者とする。

第2章 役員と委員

1. 役員

当PTAの役員は次の通りとする。

会 長 1名
副会長 3～6 (+ 教職員会員 1名)
会 計 2～3 (+ 教職員会員 1名)
書 記 2～3 (+ 教職員会員 1名)

- ・役員の任期は1年とする。ただし、3年に限り重任することができる。
- ・役員の選出は細則に定める。
- ・役員は総会の承認を得て任命される。
- ・教職員の役員は学校で選び、総会の承認を得るものとする。
- ・役員の任務は次の通りとする。

会 長: 当PTAを代表して会務を統括し、総会ならびに運営委員会を招集しこれを主宰する。

副会長: 会長を補佐し、会長不在時には、会長の職務を代行する。

書 記: 議事を記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務にあたる。

会 計: 当PTAの会計に関する一切の事務を掌り、総会に報告する。

2. 委員

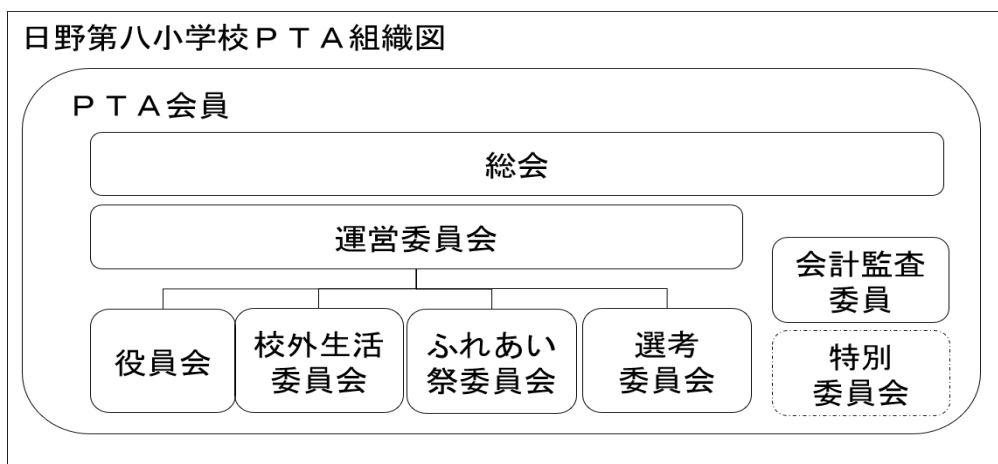
当PTAの委員は次の通りとする。

- (1)各委員会の委員:各委員会の任務を実行する。
- (2)会計監査委員 :当PTAの会計を監査する。
- ・委員の任期は1年とする。
- ・委員の人数および選出方法は、細則に定める。

第3章 会議

1. 当PTAに次の会議を設ける。

総会、役員会、運営委員会、委員会、特別委員会、各会議の関係を組織図に表す。



2. 総会

- ・総会は、全会員を構成員とする当PTAの最高議決機関である。
- ・総会は会長が招集し、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)を得て成立する。
- ・議長は、総会において選出する。
- ・年に一度、原則5月に定期総会を開催する。
- ・必要な場合は臨時総会を開くことができる。
- ・運営委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- ・総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- ・総会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - ①前年度の事業報告と決算の承認
 - ②本年度の事業計画と予算の審議
 - ③役員の承認
 - ④規約の改正
 - ⑤その他重要事項の審議
- ・必要な場合は書面総会での議決を認める。

書面総会では、会員を集めて開催する総会を省略し、書面にて会員の同意を得ることで総会と同等の議決を行えることとする。ただし、事前に議案書を書面にて配布し、質疑応答の機会を設ける等の配慮を行うと共に、十分な検討時間を設定しなければならない。
- ・総会を通常の総会形式にて開催するか、書面総会にて行うかの判断は、運営委員会にて議決する。
- ・書面総会での議決には、総会と同等の条件を必要とする。

(総会と同等の条件:会員の3分の1以上の回答を得て成立し、回答の過半数の賛成にて議決する)

3. 役員会

- ・役員会は、第2章に定める役員をもって構成する。
- ・役員会は必要に応じて会長が招集する。
- ・役員会は、当PTAの日常的運営事項および運営委員会への提案事項について審議する。

4. 運営委員会

- ・運営委員会は、第2章に定める役員及び、各委員会の正副委員長によって構成する。
(ただし、会計監査委員は除く)
- ・運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- ・運営委員会は、その構成員の過半数の出席を必要とする。(委任状、代理出席を認める)
- ・運営委員会の議決は、その構成員の5分の4以上の賛成を必要とする。
- ・運営委員会は、当PTAの基本方針及び実施計画、各委員会の運営の調整をはかる。
- ・会長は、運営委員会構成員の4分の1以上の要求があった場合には、運営委員会を開催しなければならない。

5. 委員会

- ・当PTAの活動を充実させるために、下記の委員会を置く。
 - ①校外生活委員会
 - ②ふれあい祭委員会
 - ③選考委員会
- ・各委員会には、正副委員長を置く。
- ・各委員会には、教職員会員の担当を置くことができる。
- ・教職員の委員会担当は学校で選出する。
- ・各委員会の委員の選出・任務については、細則に定める。
- ・各委員会で立案された事項は、運営委員会の議を経て執行する。
- ・必要に応じて特別委員会を置くことができる。
- ・特別委員会の設置は、運営委員会の決定による。
- ・特別委員会の任務、構成、任期、選出方法は、運営委員会の決定による。

第4章 会計および会計監査

1. 会計

- ・当PTAの経理は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
- ・会費の額は、運営委員会にて定め、総会の承認を得る。
- ・運営委員会の承認により、会費の一部または全額を免除することができる。
- ・当PTAの資産は、当PTAの目的達成以外に使用してはならない。
- ・当PTAの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ・会費の納入方法、返金については、細則に定める。

2. 会計監査

- ・当PTAの会計を監査するために、会計監査委員による監査を行う。
- ・会計監査委員は、会計監査結果を総会にて報告する。

第5章 個人情報取扱

- ・当PTAの活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱に関する基本方針」および「個人情報取扱規程」に定め、適正に運用する。

第6章 改正

- ・本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 細則および諸規程

- ・当PTAの運営に関し必要な細則および諸規程は、本規約を遵守し、規約内容を覆すような変更を行わないことを前提に、運営委員会にて定めることができる。
- ・細則、諸規程を制定・改正・廃止した場合には、速やかに会員へ周知し、次回総会にて報告する。

第8章 付則

- ・学校長は学校を代表し、各種会議に出席して意見を述べる事ができる。

第9章 施行

- ・本規約は、昭和45年4月27日から施行する。

以上

昭和62年	5月	一部改正
平成 6年	5月	一部改正
平成18年	5月	一部改正
平成22年	5月	一部改正
平成26年	5月	一部改正
平成30年	5月	一部改正
令和 2年	10月	一部改正

日野第八小学校PTA細則

1. 入会・退会

- ・如何なる理由であっても当PTAへの入会・退会を妨げてはならない。

<入会>

- ・入会届の提出を以て入会とし、期間は原則児童卒業までとする。
- ・児童の在籍期間であればいつでも入会することができる。
- ・教職員会員については、年度始めに入会の意思確認を行う。

<退会>

- ・退会届の提出を以て退会とする。
- ・毎3月末(年度末)での退会を原則とし、年度途中の退会は認めない。(転出を除く)

2. 役員および委員の選出

- ・役員および委員は、会員からの立候補および、選出会にて選出する。
- ・次年度の役員および各委員会の委員を、当年度末までに選出し、速やかに会員に周知する。
- ・不測の事態により役員および委員が任期を継続できない場合に備え、補欠を選出しておくことができる。
- ・委員会及び補欠の選出人数は、選考委員会により検討し、運営委員会の承認を得て決定する。

3. 各委員会の活動と委員数

(1) 校外生活委員会

児童の交通安全、地域における校外の見守り等の活動を行う。学校と協力して地区編成、班編成を行う。委員は選出会にて8～10名程度を選出する。

(2) ふれあい祭委員会

ふるさと八小ふれあい祭りの企画、運営に関する活動を行う。
委員は選出会にて8～10名程度を選出する。

(3) 選考委員会

役員、各委員の選出に関する活動を行う。委員は選出会にて6名程度を選出する。

4. ボランティアの募集

PTA諸活動を円滑に行えるよう必要人数のボランティア募集を全児童保護者対象に行う。人数については、運営委員会の承認を得て決定する。

5. 会計監査委員の活動と委員数

- ・当PTAの会計が適切に行われていることを監査するための活動を行い、定期総会にて報告する。
- ・会計監査委員は、当PTAの会計処理知識のある本部会計経験者などから、2名程度選出する。

6. 会費

- ・当PTA会費は、1家庭2450円とする。
- ・会費の内訳は、月額200円×12か月＋手数料50円とする。
- ・会費は給食費引落口座からの引き落としを原則とする。口座引き落としができなかった場合には、現金にて納入するものとする。
- ・現金納入の場合でも同一金額とし、手数料の減額等は行わない。
- ・教職員会員の会費は年度初めの在籍者を対象とし、年度途中に転入・転出した場合の納入・返金は行わない。

<入退会時の納入・返金>

- ・年度途中の入会(転入)は転入月から3月までの月数×月額+手数料50円を納入する。
- ・年度途中の退会(転出)は転出翌月から3月までの月数×月額を返金する。ただし、連絡なく転出された場合には、返金を行わない。

7. 会計

- ・PTA活動にかかる費用は、PTA資産より出費する。
- ・会計処理の詳細は「日野第八小学校PTA会計処理要領」にて定める。

8. 制定・改正

- ・本細則は「日野第八小学校PTA規約 第7章 細則および諸規程」に基づき、制定する。
- ・本細則の改正は、運営委員会にて審議し、その構成員の5分の4以上の賛成を必要とする。
- ・本細則が改正された場合は、速やかに会員へ周知するとともに、次回総会にて報告を行う。

9. 施行

本細則は、平成30年5月10日より施行する。

以上
令和 2年10月 一部改正
令和 3年 8月 一部改正

日野第八小学校PTA慶弔規程

1. 「日野第八小学校PTA規約 第7章 細則および諸規程」に基づき、日野第八小学校PTA会員、児童、日野第八小学校に勤務する都・市職員、並びにPTA行事にご協力いただいている外部団体代表者の慶弔について次のように定める。

2. 慶弔金は下記のとおりとする。

- (1) 会員が死亡したとき 5,000円
- (2) 児童が死亡したとき 5,000円
- (3) 市職員が死亡したとき 5,000円
- (4) 外部団体代表者が死亡したとき 5,000円

3. 災害、傷病見舞い、その他特別な場合は、役員会又は運営委員会で協議決定する。

4. この規程は昭和57年4月1日より施行する。

平成18年 1月 一部改正
平成22年 5月 一部改正
平成29年 3月 一部改正
平成30年 5月 一部改正
令和 2年10月 一部改正

日野第八小学校PTA個人情報取扱規程

1. 目的

この個人情報取扱規程は、日野第八小学校PTA(以下「当PTA」という)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

2. 指針

当PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

3. 周知

当PTAにおいて取得・保持する個人情報の取り扱い方法については、総会資料または通知など適宜方法により会員に周知する。

4. 利用目的

当PTAでは個人情報を次の目的のために利用する。

- (1)会費請求、管理等のための連絡
- (2)当PTAの事業に関する文書等の送付
- (3)当PTA役員・委員・会員名簿等の作成
- (4)当PTAにて実施する行事等への参加者名簿の作成、必要事項の連絡
- (5)当PTAの円滑な運営にあたって必要となる情報の伝達や照会

5. 個人情報の取得

当PTAは運営上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得する。要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。主に取り扱う情報は以下の事項とする。

- (1) 会員の情報:氏名および連絡先(電話番号、メールアドレス等)
- (2) 児童の情報:氏名、学年、学級、兄弟姉妹関係、地区名・班名

6. 同意の取り消し

会員は個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、当PTAは直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

7. 管理

個人情報とは当PTA役員および委員が適正に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄または削除する。

8. 保管

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかける等適切な状態で保管することとする。

9. 第三者提供の制限

当PTAは次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたすおそれがあるとき。

10. 第三者提供に係る記録の作成等

当PTAが保管している個人情報を第三者に提供したときは、以下の項目について記録を作成し保存する。記録の保管期限は3年とする。

- (1) 第三者の所属・氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

11. 第三者提供を受ける際の確認等

当PTAが第三者から個人情報の提供を受けるときは、以下の項目について記録を作成し保存する。記録の保管期限は3年とする。

- (1) 第三者の所属・氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供を受ける情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

12. 秘密保持義務

当PTAの会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせる、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

13. 情報開示等

当PTAは本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

14. 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに当PTA役員に報告する。

15. 苦情の処理

当PTAは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

16. 制定・改正

本規程は、「日野第八小学校PTA規約 第7章 細則および諸規程」に基づき制定する。

当PTAは、法令の改正または本活動に支障をきたす場合には、本規程を改正することができる。本規程の改正にあたっては、運営委員会にて審議し、その構成員の5分の4以上の賛成を必要とする。本規程を改正した場合は、「3. 周知」に定める周知の方法をもって会員へ周知する。

17. 施行

本規程は、平成30年5月10日より施行する。

以上